

文書分類番号	00	09	03	002	永 年	起案	平成 年 月 日	決裁	平成 年 月 日
議 長	副議長	局 長	副主幹	係 長	担 当	担 当	文書取扱主任		

第 35 回 総務文教常任委員会 会議録

開催年月日		平成 26 年 5 月 15 日（木曜日）		開会 10 時 00 分		閉会 11 時 50 分	
開催場所		第一委員会室					
出席委員		大谷、井上、渡辺精郎、水口、渡邊龍之、柴田				事務局	菊井事務局長
		委員外～清水、木下					和田副主幹
欠席委員		なし					村井主任主事
説明員		別紙のとおり					
議 件		別紙のとおり					
議 事 の 概 要	1. 所管からの報告事項について						
	次の事項について所管から説明を受け、質疑を行い、全て報告済みとした。						
	(1) 定住自立圏形成協定（案）について						
	(2) 國學院大學北海道短期大学部の進路状況について						
	(3) 陸上自衛隊滝川駐屯地創立記念行事市中パレードの実施について						
	(4) 水防実施訓練及び地域防災スクールの実施について						
	(5) 生活保護詐欺事件に係る住民訴訟控訴審判決に対する市の対応について						
	2. その他について						
	なし。						
	3. 次回委員会の日程について						
	5 月 16 日（金）午前 9 時 00 分から第一委員会室で開催することに決定した。						
上 記 記 載 の と お り 相 違 い な い。 総務文教常任委員長 大 谷 久美子 ㊦							

平成26年5月12日

滝川市議会議長 水 口 典 一 様

滝川市長 前 田 康 吉

総務文教常任委員会への説明員の出席について

平成26年5月9日付け滝議第28号で通知がありました総務文教常任委員会への説明員の出席要求について、次の者を説明員として出席させますのでよろしくお願いします。

なお、公務等の都合により出席を予定している説明員が欠席する場合がありますので申し添えます。この場合、必要があるときは、所管の担当者を出席させますのでよろしくお願いします。

記

滝川市長の委任を受けた者

総務部長	山 崎 猛
総務部総務課長	中 島 純 一
総務部総務課防災危機対策室長	尾 崎 敦
総務部企画課長	深 村 栄 司
総務部総務課長補佐	橋 本 英 昭
総務部企画課長補佐・大学連携室長	稲 井 健 二
総務部総務課法制文書係長	土 橋 祐 二
総務部企画課企画政策係主査	安 田 健 二

(総務部総務課総務係)

第35回 総務文教常任委員会

H26. 5. 15 (木) 午前10時00分
第一委員会室

○ 開 会

○ 委員長挨拶（委員動静）

1. 所管からの報告事項について

《総務部》

- | | |
|--------------------------------------|--------------|
| (1) 定住自立圏形成協定（案）について | (資料) 企画課 |
| (2) 國學院大學北海道短期大学部の進路状況について | (資料) 大学連携室 |
| (3) 陸上自衛隊滝川駐屯地創立記念行事市中パレードの実施について | (資料) 防災危機対策室 |
| (4) 水防実地訓練及び地域防災スクールの実施について | (資料) 防災危機対策室 |
| (5) 生活保護詐欺事件に係る住民訴訟控訴審判決に対する市の対応について | (資料) 総務課 |

2. その他について

3. 次回委員会の日程について

5月16日（金）9時00分 第一委員会室

○ 閉 会

第35回 総務文教常任委員会

H26.5.15 (木)10:00～

第一委員会室

開 会 10:00

委員長 第35回総務文教常任委員会を開会します。

委員動静報告

委員長 委員動静ですが、全員出席です。委員外議員として清水議員、木下議員が出席しています。傍聴は小野議員、窪之内議員が出席、報道関係は北海道新聞、NHK、毎日新聞、プレス空知、読売新聞の傍聴を許可します。

1. 所管からの報告事項について

委員長 それでは、所管からの報告事項について、総務部、(1)、定住自立圏形成協定(案)について説明を求めます。

(1) 定住自立圏形成協定(案)について

深村課長 (別紙資料に基づき説明する。)

委員長 説明が終わりました。

質疑ありますか。

渡 邊 第3条の関係で、別表というふうに細分化されています。その結びつきとかネットワーク、マネジメント云々の言葉が入っているのですけれども、テーマはいろいろあって、いろんな議論をされた中で、この広域的なものも含めて観光という部分が何か落ちているのかなと個人的に思っているのですけれども、その点はどこかに入っているのか。入っていればそれでよろしいです。

深村課長 別表第1、生活機能の強化の産業振興の9番目のところで盛り込んでおります。ほかに質疑ありますか。

委員長 柴 田 この別表の関係は、精査してもう一回定例会前の総務文教常任委員会で質疑をさせていただかないと、今説明されて、はい、そうですか、わかりましたということにもならないと思うのですけれども、そこら辺委員長のご配慮をお願いします。

委員長 一時休憩して検討したいと思います。

休 憩 10:09

再 開 10:10

委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、別表についてたくさんありますので、22日の本会議後にもう一度総務文教常任委員会を開くということによろしいですね。そのようにお願いいたします。

ほかに質疑ありますか。

清水委員外議員 清水委員外議員、どのような内容の質疑か伺います。

清水委員外議員 この事務あるいは施設については、一部事務組合のものが、あるいは事業が含まれてくると思うのですが、今回の協定書は一部事務組合とは結ばないということですから、しかし一部事務組合というのは地方自治体として市町村と同等のものであることは間違いないわけで、そういうことについてはどんな議論がされているのかということを知りたいのです。

委員長 清水委員外議員の質疑を許可してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員 長
清水委員外議員 2分間以内でお願いします。

この協定書を結ぶ相手は、各市町村、関係市町村ということなのですが、この自立圏でかかわる事業、事務あるいは施設等については、一部事務組合の所有物であったり、管理しているものであったり、行っている事業というものが多々あるわけですが、市町村だけではそれは決められないことです。一部事務組合も市町村と同等の地方自治体ですから、そこの調整は具体的にどのように行われ、議論はどのようにされているのでしょうか。

稲井課長補佐 一部事務組合の関連の事業でございますけれども、実際にこの協定に基づくビジョンの作成については今後ということでご説明をさせていただいておりますが、実際の取り扱いといたしまして例えばごみ処理ですとか既存の事業で既に一部事務組合で執行しているものがございます。こういったものも各市町がどういった役割を果たすのかということに記載をし、ビジョンの中に盛り込んでいくことが可能となっております。定住自立圏そのものの構想の中では地方自治法上の例えば共同事務ですとかそういった手法については、定住自立圏の中で持ち合わせておりませんので、実際に執行する場合にはそういった一部事務組合の方式の中で執行していくということが考えられます。したがって、これからビジョンの中でそういった新たな事項がもし起こってくるようなことがあれば、十分にそういった執行方法についても調整をした上でビジョンに盛り込んでいくということが考えられます。現時点では、既存事業については既に行っておりますので、こういったビジョンに盛り込んでいくことが可能だという状況でございます。

委員 長 ほかに質疑ありますか。

それでは、報告済みといたします。

次、(2)、國學院大學北海道短期大学部の進路状況について説明を求めます。

(2) 國學院大學北海道短期大学部の進路状況について

稲井室長 (別紙資料に基づき説明する。)

委員 長 説明が終わりました。

質疑ありますか。

渡 辺 就職希望者に対して決定者100パーセントということで、それはよかったと思うのですが、私が主張しましたように免許皆伝でございますから、したがって幼稚園、保育所、このパーセントをやっぱり上げる必要があるのではないかと思いますし、それで調べたついでに27年3月のこのコースの卒業者はちなみに何名でしょうか。

稲井室長 幼児保育コースにつきましては32名、それから福祉介護コースについては7名、児童教育コースについては20名ということの内訳で幼児・児童教育学科が人数としては構成されております。

委員 長 ほかに質疑ありますか。

(なしの声あり)

委員 長 それでは、報告済みといたします。

次、(3)、陸上自衛隊滝川駐屯地創立記念行事市中パレードの実施について説明を求めます。

(3) 陸上自衛隊滝川駐屯地創立記念行事市中パレードの実施について

尾崎室長 (別紙資料に基づき説明する。)

委員 長 説明が終わりました。

渡 辺 質疑ありますか。

昨年から行われて、私は容認の姿勢でございますが、昨年のを見ていると大砲の特車というのですが、昔は特車ですが、今は戦車と言っている、これは憲法の第9条からいっていろいろ問題はあると思うのですが、容認したのですが、鉄砲を担いだ兵隊さんと昔は言ったのですが、昨年からの災害、災害ということであれば、スコップを担いだ自衛隊さんでいいのではないかと、こういうふうに真剣に思うわけでありますが、やはり憲法第9条がしっかりとあるという現状の中で、まちの中で大砲や鉄砲というのはそぐわないのではないかと思うのです。昨年そのところまでの詳しい説明はなくて、観覧をしていますとそのことが目立ったのですが、この見解を述べてください、大砲、鉄砲について。

尾崎室長 滝川駐屯地の部隊の装備を市民の皆様にごらんをいただくということの趣旨でございますので、そういう装備につきましてもその姿を見ていただくということで私どものほうは解釈をしております。

委 員 長 ほかに質疑ありませんか。

清水委員外議員 清水委員外議員、どのような内容の質疑か伺います。

清水委員外議員 これがいつどこで決まったのか、また実行委員会体制や事務局体制、また恒例化するということで決まってきているのか等について伺いたいと思います。

委 員 長 清水委員外議員の質疑を許可してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

委 員 長 2分間以内でお願いします。

清水委員外議員 去年は、たしか南スーダンあるいはイラクで国際貢献というか、された駐屯地隊員の皆さんへの激励及び市民に応援してもらうというような趣旨で、単年度ということで私はお聞きをしていました。今回は、いつどこでこれが決まったのか。いつ、どこで、どういった団体の会議で決められたのかということがまず1点目です。

2点目は、自衛隊駐屯地外でこれを実施する実行委員会及び事務局体制、実行委員会の会長名、事務局長名、またどこが実際の事務局になるのか。

3点目として、来年度以降についてはどのように話されているのか。

尾崎室長 まず、1点目のどこでどのようにということでございますけれども、26年、ことしの4月7日月曜日17時から市中パレード協賛会設立会議という会議がございまして、その会議の中でパレードについてはお願いをしようということで決定をしております。

2点目の事務局ということでございますけれども、主催は市中パレード協賛会ということでございます、事務局につきましては滝川商工会議所の中にございます。

それから、3点目の来年度以降という話でございますけれども、来年度以降につきましましてはまだ今のところ全く決まっておりません。

清水委員外議員 市中パレード協賛会設立会議というのがなされたということですが、これは第1回目なのかというのが1点目。

2点目は、事務局長名、また協賛会長名について伺います。

また、この中で子供用自衛官制服による試着コーナーというのがあるのですが、いわゆる政治的な背景を全くわからない子供に感覚的にこういった武装関係のものを試着させるというのは教育上も好ましくないのではないかと思います、どのような見解でしょうか。

尾崎室長 まず、1点目でございますけれども、4月7日の会議は第1回目でございます。2点目でございますが、会長につきましては滝川自衛隊充実促進協議会会長の藤井謙和様でございます。

3点目の試着コーナーでございますけれども、これにつきましては武装という意味でなくて、制服の子供サイズのものがございまして、それで試着ができて写真も撮れるというコーナーでございますので、特に武装という意識はございません。

委 員 長 ほかに質疑ありますか。

それでは、報告済みといたします。

次、（４）、水防実地訓練及び地域防災スクールの実施について説明を求めます。

（４）水防実地訓練及び地域防災スクールの実施について
（別紙資料に基づき説明する。）

尾崎室長 説明が終わりました。

委 員 長 質疑ありますか。

（なしの声あり）

委 員 長 それでは、報告済みといたします。

（５）、生活保護詐欺事件に係る住民訴訟控訴審判決に対する市の対応について説明を求めます。

（５）生活保護詐欺事件に係る住民訴訟控訴審判決に対する市の対応について
（別紙資料に基づき説明する。）

山崎部長 説明が終わりました。

委 員 長 質疑ありますか。

渡 辺 ただいまの権利の放棄はわかりましたが、昨日の厚生常任委員会の文書等も含めて、昨日はちょっと質疑の機会を失いましたので、それも含めて、同じ市役所でございますから、そちらのほうからその文書の関連で行いたいと思います。

委 員 長 総務文教常任委員会にかかわる質疑を受けておりますので、そちらでできなかったということにはなりませんので、よろしくお願いします。

渡 辺 委員長、関連があるのですから、その文書について、私は所管ではないのですが……

委 員 長 そちらはそちらですから、こちらの委員会では受け入れられません。

渡 辺 だめということはないのではないですか。昨日の関連で。

（何事か言う声あり）

渡 辺 でも、役所は1つです。

委 員 長 そうはならないです。そうはなりませんので、ここに関連した部分で質疑をしてください。

そのとき質疑できなかったことをここでまたするというのは、ちょっと筋が違っています。

渡 辺 わかりました。

それでは、まず資料要求のほうからまいります。それでは、4点ほどあるのですが、1点目は住民訴訟に関係した全国の議会の債権放棄議決についての判決のリストを出していただきたいと思います。まず、議決の有効とか無効別で仕分けしてください。次、地裁とか高裁とか最高裁に分けてください。それを全てお願いします。次、判決の例は裁判所名とか事件番号とか年月日も当然これ

も仕分けしてをお願いします。次ですが、事例は少ないと思いますので、30年間分ほど、10か15ほどだとは思いますが、その程度だと思いますので、表にしておをお願いします。これが1点目であります。

2点目ですが、平成22年の行政ヒというところなのですが、第102号の神戸市外郭団体派遣職員への人件費違法支出損害賠償等の請求事件について。平成24年4月20日、最高裁第二小法廷判決文の2の(7)、イの6ページ、そこでは市議会における本件改正条例案の審議の過程においては、権利の放棄の議決の有効性に関する裁判例及び学説が参考として紹介され、本会議での質疑、総務財務委員会での議案及び陳情の審査、本会議での賛成及び反対の討論等を経て同条例案を可決する議決がなされたとなっているわけですが、神戸市議会で提出されたような権利の放棄の議決の有効性に関する裁判例とか、あるいは学説等の資料がありましたらこれを請求したいと思います。これが2点目であります。

3点目ですが、平成20年の12月3日付に出された、文字が小さいのですが、第6回信頼回復推進市民会議資料というものの、これは総務課のほうから出されているのですが、これの中で積み立て予定とか保留とか保留済みとか、それから計算未了というのがあるのです。したがって、もう既にこれは計算などは完了していると思いますから、こんな小さいものではなくて少し大きく引き延ばしてでもその資料を要求したいと思います。

4点目であります。この寄附者、この事件の復元のために寄附を仰いだということで、寄附者がおおよそ330名ほどと聞いているのでございますが、その寄附者の一覧表、もちろん氏名発表をしないでくださいという方もいるかもしれませんが、そういう方も尊重して、そういう氏名なしの方々の一覧表、つまりその方々の金額は発表してください。そういうものの一覧表を出していただければと思います。

以上4点をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員 長
柴 田

資料要求が4点ありましたけれども、委員の皆さんはよろしいでしょうか。前段の裁判の例とかそういうものというのは、議員みずから調べるべきもので、市の内部資料を表に出して資料づくりをしろということではないと思います。だから、市の職員が時間を割いてその資料を作成する必要性は全くないので、私は前段の資料の要求は不要だと思います。

それと、小さいから大きくしてくれというのであれば、拡大コピーでも何でも自分でやればよいことで、それをあらかじめまた市に求めるという必要性もないと思いますので、それと神戸の関係についてもご自分でインターネットでも何でも今はそういう時代ですから調べれば事足りることでありまして、市にそれを要求するということにはならないと思いますので、今般の資料要求は必要ないと思っております。

委員 長

皆さんのご意見はいかがですか、資料要求は必要ないと。そういうことでよろしいですか。

渡 辺

要らないということであれば、その権利の放棄の理由がますます薄くなってきますから、それはそれで仕方ないと思います。

(何事か言う声あり)

渡 辺

柴田委員に対しては、それは仕方ないと思いますけれども、大いにこれらをやったりこの場でみんなで見たほうが後の権利の放棄のときにはなるほどとか、なるほどでないとかということになるのではないのでしょうか。

委員長 皆さんのご意見はいかがですか。資料要求について柴田委員からそのようにありましたけれども。

渡 邊 渡辺精郎委員が権利の放棄ということでの質疑であればいいのですが、中身が全然ずれていって、結局は裁判の中身だとか判決の部分とかということでの資料要求というのは、ちょっとこの場での議論というのは当てはまらない。全てを要求するというやり方もちょっとそぐわないということで、私も反対させていただきます。

委員長 ほかには何かありますか。

副委員長 私は、非常にこの流れに至って残念なのです。今にきて、裁判も顧問弁護士がついてやって、今さら何をするのですか。恥の上塗りをやっているのではないですか。だから、裁判をまたやり直すのだったら別だけれども、厳正なものが出たのですから、やはりそこに焦点を当てるのではなくて将来に向けたことをやるべきだと思うのです。そういう意味からいったらそういう資料要求は必要ないです。

もう一つ言うと、さっき総務部長が言った大事なポイントは、全職員みんなで解決してきたということです。そういうことからいったら、長引かず、もう既に滝川市民の良心の中で解決しているのだから、僕はそういうことは必要ないと思う。

柴 田 どうも方向がずれてきているのだけれども、本案に賛成とか反対とかではなくて、今の資料要求は、もう一回言わせてもらっても、まず前段の部分はご自分で調べれば事足りることですから、これを資料要求する必要はないということです。

もう一つ、最後の名簿の提出、これらについても私は必要ないと思います。なぜ個人名を明記して、その金額も入っているかもしれないけれども、その一覧表を使って、今このことについて何をそれに基づいて議論しようとしているのかが全くわからないので、私は全ての資料要求は不要であると申し上げたわけであります。

委員長 それでは、必要ないという意見が多いと判断いたしましたので、資料要求はなしということで了解いただきたいと思います。よろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員長 それでは、質疑ありますか。

渡 邊 本日の資料等に基づいて質疑をしたいと思います。

それでは、本日の文書の動向という、そういうことに関連いたしまして質疑をいたします。昨年の地方裁判所の判決が出た途端に市長が記者会見を行って、裁判の結果には残念だという、こういう意向を発表いたしました。今回の判決に対しては、そういう記者会見等はなかったのですが、もうそれ以上に厳しい断罪であります。したがって、昨年の轍を踏むならば、さらに極めて遺憾の意を表明するのかと思えばその発表がなかったわけでありますが、その理由はどうしてでしょうか。

その次、この庁議の文書ですが、動向どころではなく私は敗訴ではないかという見解を持っております。したがって、原告側は小さく勝訴というようなことになるかもしれませんが、理由は一審被告敗訴分の拡大とあるわけであります。原告側には使用しておりませんから、裁判所で言っているのです。したがって、ごく常識的に市側の敗訴であると。これに反論はできないと思いますので、い

かがですか。次ですが、一審被告の控訴を棄却するとは何でしょうか。それは、被告側の敗訴そのものだとは私はずっと勉強してまいりました。棄却されたほうのものは当然敗訴と、こういう言葉を使っても仕方ないのではないかと思います。それから、その理由ですが、原告らの控訴に基づき地裁の判決の原判決を変更すると、こういうことは原告側の控訴によりまして原判決より厳しい内容でありますから、被告側はこれは当然敗訴、原告側は小さな勝訴と言っているわけだと思います。そういうことなので、そういう理由はちゃんとあるのです。裁判費用負担のところでは4対6であります。被告側負担が6ということは、これはもう敗訴、そんな動向どころではありません。敗訴としっかりとそこに書いていいのではないかと。これは、市側は認めなくても今後第三者とかマスコミとかは当然こういう判定を下すと思いますから、この敗訴については答弁がなくても社会的、法律的抵抗はできないと考えますが、使う、使わないはそれはいろいろ理由があるでしょうけれども、このことについてご答弁をいただきたいと思います。そういうことでここをしっかりと、この動向に関して結構大事なことであります。

その次、今回の判決で重過失が確定したわけでありまして。重過失というのは、原告側が使っているわけではありません。しっかりと裁判所が使っている言葉であります。これは、地方自治法の第243条の2、職員の賠償責任にも該当することではないでしょうか。その第243条の2の文は一々読みませんが、皆さんは、その資料要求したりするとそんなもの自分でと言うのですが、もうご承知のとおり、職員が損害を与えたと認めるときは監査委員に対してその事実があるかどうかを監査し、賠償責任の有無及び賠償額を決定することを求め、その決定に基づき期限を定めて賠償を命じなければならないとかこういうようなことで、結論から言えば、そういう地方自治法第243条の2によって、権利の放棄をするということですが、監査委員に対してそういう事実があるかどうかの監査、これを要求するかどうか、これをお答えください。

次に、権利放棄について住民訴訟に関する検討会報告書、平成25年3月です。この4ページでは次のように言っているのです。第4のところで、議会による損害賠償請求権等の放棄についての2のところで、問題解決の基本方向の中で例えば故意、または重過失による損害賠償請求権や個人的な利得目的の認められる不当利益返還請求権などは基本的に放棄する合理性を欠くものと考えられる。ただし、例えば無資力である場合、相続により遺族に請求される場合等になお相当の事情があることも考えられるため、消極事例についても一律に権利放棄を禁止することは困難が伴うものと考えられる。報告書のこの部分に当てはめれば、権利放棄というのは議会の裁量権の逸脱、濫用になりはしないのかと。このことを考えて権利放棄というものを決めたかどうか、お答えください。次に、職員給与削減や寄附、会社預金差し押さえなどで損害はなくなったことを放棄の理由にすると思うのでございますが、給与削減等の復元は公金による埋め合わせではないのかということで、つまり簡単に言えば国に返還し終わっていますと言いますが、これは給与削減によって埋め合わせをしたということで、公金による埋め合わせではないのかということであります。試みに、では全部復元して損害はなくなったということをよく言うのですが……

委員長

渡辺委員、たくさん挙げられておりますけれども、どうしてもお答えいただきたい部分だけ整理していただいて、ここは判決に関する市の対応についてを検

討しております。

渡 辺

そうです。市の対応について、結局は債権放棄ということは議会の裁量権の逸脱、濫用ということで、そういうものを検討したのかと、こうやって聞いたのです。前段述べたりしていますけれども、最後にはちゃんと聞いていることは聞いていますから。

したがって、今の問題は、全部何でも終わった、終わったと、復元したと言うけれども、片倉へ渡った分、それはもちろん板倉とか後藤とかという会社関係、あっちから実質幾らか損害賠償で戻ってきたそうですが、それを引いてもまだ多くの金が片倉へ渡った分はやっぱり実質損害なのであります。したがって、権利放棄をするということは、こういう実質損害をこうむっていることからすると、これは理由にならないと、こういうふうに思うのですが、いかがでしょうか。

最後でございますが、22日に本会議が予定されているそうですが、これを延期してもらいたい。こういうことで、やっぱり6月の議会の中で、あるいは6月23日まで間に合えばいいのですから、臨時会をぜひ6月にやってもらえればと思うのですが、いかがでしょうか。

委員長

たくさん質疑ありましたけれども、これは権利放棄をするということでここで報告されているのです。裁判の中身にかかわった事件性のことやいろいろと飛んで歩いて、ちょっと答弁も難しいのかなと思うのですけれどもいかがですか。

渡 辺

そういう委員長の見解であれば、こういうことがなくて権利だけを放棄するなんて、そんなことない。ちゃんとした理論立てでもって、だから権利放棄をいたしますという、そういうしっかりした理由がないではないですか。たったこれだけ書いて、これでもって権利を放棄しますというのは、もう全然経過からしてこれは成り立たないのです。もちろん本会議でもやりますけれども、まずはこれをやはりこの委員会の中で答えてもらわなければいけないと思う。解明できないものは、もちろん本会議になりますけれども。お願いします。

委員長
山崎部長

答えられる範囲で答弁願います。

質疑の趣旨に沿ったお答えになるかわかりませんが、答えられる範囲で私のほうから答弁させていただきたいと思います。

前回市長としての遺憾の意の部分ですけれども、そういったことの公表につきましては、記者会見で行った前回と比して今回はという質疑かと思われます。記者会見につきましては、まずはこの場で議会報告させていただいて、その後記者会見を開催したいと思っております。

次に、敗訴ではないかという部分についてですけれども、これについては勝ち負けということではなく、裁判所の判断が出たと。そして、それについては市として受け入れざるを得ない結果となって確定したということで、勝った、負けたという部分については、私どもとしてはコメントのしようがありません。また、監査委員が監査要求するのかなのかというこの質疑の趣旨についてはちょっとわかりかねるのですが、今回の住民訴訟は4号訴訟ですので、住民監査請求の結果を受けての住民訴訟に至って、この後また住民監査請求についてどうこうという質疑の趣旨がちょっとわかりかねますので、お答えはできません。

あと、議会の裁量権の逸脱につきましては、我々としましては最高裁の判例と

もども請求権の放棄については必ずしも違法という判断が下されていない中で、なおかつ組織対応、あるいは市としての損害が補填されているという結果の中では決して放棄そのものが違法に当たらないと考えております。

あと、臨時会の延期については、ちょっとこの場で私としてどうこうという判断はできかねますので、ご容赦いただきたいと思います。

渡 辺

監査委員に対して、その地方自治法の第243条の2の職員の賠償責任のこの解説のところを読んでいけばもっと時間がたつのです。皆さんは知っているはずだと思うから、やはり監査委員に対してその事実があるかを監査しなければいけないと、こういうことで、職員の賠償責任です。裁判所の裁判官が判定したのとは違って、市の監査委員がしっかりともう一度この3名なら3名の職員の賠償責任というものは本当にそうなのかどうかということもやはりこれも監査して、その賠償責任の有無、こういうものを調べて、その決定に基づいて権利の放棄をするか、しないか、これを決めなければいけないはずなのです。それをやらないで、いきなり権利の放棄を行うというのはおかしいのではないかと、こう聞いたわけであります。

それから、議会でもそうなのだけれども、全部権利の放棄を行う根拠に今度いろいろ公金で埋め合わせしたとか、国に全部返還して実質損害はないと言うのですが、全然私は違うと思います。それは、確かに国に戻した分はみんなで寄附したり、先ほどの給与削減とか市長が出したとかそういうもので復元したけれども、片倉へ渡った分は、これはさっき言ったように板倉とか後藤氏だとかそういう人から戻してもらったけれども、それを差し引いたってまだまだ大損害の実質です。億という金が流れているはずですよ。計算してください。それがはっきりしない中で権利放棄するなんていうのは、これは全然理屈に合わない。やはりそういうことも含めて裁判というのはしっかりと責任を負わされたはずですよ。3名について責任を負わされたその理由は、それは私は3名だけとは言いません。関係者何十人とか言いましたし、元市長や、また元副市長ももちろん含まれるでしょう。だから、そういう中でしっかりとこういう埋め合わせをしなかったら、国に戻したもののだけで全部復元した、復元したというのはうそだと思います。簡単に言えば片倉にとられた分、本当に純粹に言えば片倉にとられた分は一体どうなっている。そんなこともわからないで権利を全部放棄する、放棄すると簡単に言えるのですか。市民にそんなこと説明できますか。そうでしょう。どこが間違っていますか。そうしたら、間違っているなら間違っていると言ってください。指摘をしてください。国に返した分は確かに復元したのです。けれども、いろいろなことで権利放棄を行うときは、こういういわゆる犯罪者に渡ったその金をちゃんと復元していないではないですか。これは、実質やはり滝川市の公金です。これが損害をこうむっているのではないですか。国に返した分は間違いなくそれはいいです。だから、それらを解決して、この権利放棄を行うのであればいいのですが、そこをどう考えるかと質疑しているのです。全部これは理論的です。それをそんなただ権利放棄というのはおかしいと思います。いかがですか。これは答えてください。

委員長
柴 田

柴田委員。

今の再質なのですけれども、この裁判、住民訴訟の裁判の趣旨と今の質疑、片倉の刑事で裁かれた事件の問題とはこれは全く違う話であって、これは市長、副市長以下職員の責任を問う住民訴訟の判決が出たということで、そこに当然

債権が発生するのだという今の裁判の結果ということであって、幾ら片倉に行った部分、これは片倉は不当利益だから、こんなものは債権放棄なんてする必要もないし、ただその裁判というのは別な裁判でもう既に裁かれているわけですから、幾ら今力説して声をでかくしてお話しになっても、それに対する市のコメントというのは出ようがないと思うのです。本件とは全然違うことを渡辺委員は質疑されているので、そのことについてはちょっと委員長のほうで整理していただきたい。

委 員 長

委員長としてもそのように思います。それは、裁判でそうやってもらっていますので、その裁判の判決を受けて市としてどうするかということをやっておりますので、その辺了解してもらわないと進まないと思います。

渡 辺

了解しません。委員長までそんなこと言って、いいですか、もう公言したのでしょうか。いろいろなことで全部復元したとって滝川市の損害がないというのは絶対的に問題です。片倉ということを言っていますが、要するに容疑者、その分は絶対復元していないのですから。

委 員 長

それでは休憩いたします。

休 憩 11 : 10

再 開 11 : 14

委 員 長

休憩前に引き続き会議を再開します。

山崎部長

まず、1点目、監査の関係ですけれども、今回あくまでも裁判の結果に基づいてそれに対する対応ということでの判断を示させていただきました。今回の裁判所の判断を受けて、それを再度監査請求というようなことは私の段階としては考えておりません。

それから、片倉氏の関係ですけれども、裁判で確定した額という意味ではなく、市として損害があった部分についての補填を全て行つたと。片倉氏については、差し押さえ等でとれる分については手続できちんと市として回収していると。市に残った損害を全てどのような手法で補填すべきかということの中で議会にもお諮りして、条例改正あるいは補正予算、そういったものでご了解いただいて対応したということです。その残云々という話がございましたけれども、市に対する損害は埋まっていると私どもは捉えております。

委 員 長

ほかに質疑ありますか。

柴 田

今回の件については、国からの委任を受けた事務ということで、福祉事務所長という立場に相当な重い過失を認めているということだと思うのです。これは、他の所管で同様の事件というものが起きたとしたら、これはやはり市長を先頭としてその責任を問われる。今回の案件については、福祉事務所長というのは国からの委任を受けているので、そこに市長、副市長の権限が及ばないのだということで、福祉事務所長というのは市でいえば部長職ですから、部長職以下に重い責任があるということで、多分責任の幅も課長職、あるいはその下のほうまで責任を問う内容になったと、私はそう感じております。ですから、過失の上に重という文字がついたのであろうと私は思っております。そういった意味では理解はできるのですが、やはり地方公務員法において当然不利益を遡及しないという原則がありますから、先ほどこの裏のほうの理由で懲戒処分等の組織的な対応が行われているという理由が付されているのは当然だと思うのですが、ここはもうちょっときちんと説明しておかないといけないと思っておりますので、この権利放棄に至った理由で③の理由をここに記載したさらにその

山崎部長

理由についてきちんとご説明をいただきたいと思います。

従来から市としての対応、考え方としましては、事務的な瑕疵があつて、そういった責任については組織として問題があつたということで説明させていただいてきております。そういった中で、組織として対応する中で補填についても皆さんのご理解を得て、寄附等を得て補填させていただいたと。そういった中で、組織対応の一環として、ではそれに対応した職員に対してどうするのかという部分について市として当然懲戒審査の会議を開いて、職員それぞれについて妥当な処分を行ったつもりでございます。処分した結果、当然それぞれの職員には相応の金銭的なものを含めて例えば給与の削減とか、あるいは結果として数字としてお出しできないというか、計算できないのですけれども、その処分の結果、今後の年金についても満度出ないというような結果にもなっております。そういったことを組織としてきちんと懲戒処分を含めてやってきたということがあつて、今回、補填されているという大きな理由を含めての権利放棄ということに結びついたわけでございます。何とぞご理解いただければと思います。

柴 田

それと、すごく大事なことだと思うのですが、先ほど渡辺委員の質疑の中で不当利益を得た、要するに不当利益という言葉が出たのです。ですから、今回のこの案件について例えば職員が不当利益を得たというのであれば、これは権利放棄を議会で議決をもしるとすれば間違いなく責任を問われるであろうと思うのです。不当利益を得た当事者ではない、その公務上責任を持たされた職員の権利の放棄ですから、そこら辺をはき違えると先ほどのような議会在が権利放棄を議決するとそれは議会として権利を超えているというような話に持っていくのですけれども、今回の件については私は全く議会の議決に付することが妥当なものだと思っておりますので、そのことは申し添えて、もし今のお話で間違いがあれば困りますので、ちょっと総務部長に説明願います。

山崎部長
委 員 長

間違いございません。

それでは、そういうことをご理解いただきたいと思います。

ほかに質疑ありますか。

渡 辺

例えばと言っただけであつて、この事件にということを言ったのではございませんから、3点目。もう一回議事録を起こしてください。例えばということは、日本中でこういうことがあつた場合ということでの不当利益、不当利得返還請求権などと、こう言っているわけでございますから、別に今回の3人について述べたのではございません。

委 員 長

休憩します。

休 憩 11 : 26

再 開 11 : 27

委 員 長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ほかに質疑ありますか。

清水委員外議員、どのような内容の質疑か伺います。

清水委員外議員

この(2)の権利放棄を行うという中身について大きく4点伺いたいと。1点目は、①は今回の判決文のどこを読めばこういったことについて読み込むことができるのか。

2点目は、③の懲戒処分についてですが、組織的な対応が行われているというけれども、当時過失や注意義務違反、法令違反についてそういうものを勘案さ

れて懲戒処分されたのか。

3点目は、重過失を確定した放棄議決の判例及びそもそも債権放棄議決についての判例は何件ぐらい所管として押さえているか。

4点目は、①、②、③の理由を理由として放棄議決を提案した事例の4点です。

委員長 4点にわたって質疑したいということですが、許可することによろしいですか。
(異議なしの声あり)

委員長 2分間以内でお願いします。

清水委員外議員 それでは、(2)について伺います。

まず、①では、控訴審判決において違法とされた支給決定については、当該元職員が違法行為を誘導し、または違法行為に加担したものではなく、市としての組織的な対応及び判断の適正さを欠いていたことによる責任が大きいものであったためと書いてありますが、私はそういったことは判決文には書いていないと思いますので、判決文のどこに書いてある、どこを読めば読み取れるのかということをお伺いします。

2点目、懲戒処分については、当時過失、注意義務違反、法令違反については勘案されたものだったか。

3点目、重過失が確定した債権放棄議決の判例、また債権放棄議決の判例を何点程度所管として押さえているか。

4点目、①、②、③の理由と同様の理由をもとに放棄議決を提案した事例はほかにあったのか。

以上、4点伺います。

委員長 それでは、若干休憩いたします。

休 憩 11:30

再 開 11:38

委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

答弁願います。

土橋係長 先ほどの清水委員外議員の1点目の判決文のどこを読めば読み込めるかというご質疑の答弁を述べさせていただきます。

今回我々が債権放棄の上程を企図していますのは、専ら判決文のどこを読んだという意味ではなくて、制度の性質ですとか、平成24年度におきまして最高裁の判例で示されました事件の本質と個人の責任、それら全て総合考慮した上でそういう妥当性についてお諮りしたものでしたので、判決文のどこということではなく、もちろん判決文全般的に考慮させていただいた上でのご提案ということになります。

中島課長 懲戒処分の関係でございますけれども、議員からお話のありました法令違反、過失、注意義務違反という部分をお示しをいただいたところですが、当時の懲戒処分につきましてはあくまでも地方公務員法に基づいての懲戒処分ということになりますので、例えばサービスの根本基準と照らし合わせてどうかとか、あるいは職務の専念する義務に対してどうか、あるいは信用失墜行為の禁止についてどうかという、そういう規定に基づいて懲戒処分を行ったということですので、ご理解をいただきたいと思います。

橋本課長補佐 3点目の重過失まで問われた上で債権放棄をした例を把握しているかというご質疑だったかと思いますが、そもそも大体こういった同じような住民訴訟の各地の例としましては首長を訴えるという、首長に請求をなさいという

訴訟というのが多くのパターンでありまして、首長の場合は重過失まで必要としないという要件でありますので、なかなかそういった事例を見つけるのが我々も難儀したのですけれども、1件確認はしております。

それと、4点目につきましては、今回の提案と同じような理由で債権放棄をしている事例があるかというご質疑かと思いますが、そもそも議案まで逐一全て取り寄せているわけではございませんので、まず確認はできておりません。それと、そもそも我々の市の例のように損失を埋め合わせているという例もなかなかないということでは、この理由を使っているというのは余りないのかなということが推察されるかと思います。

清水委員外議員

3点目の重過失の判例1件、どんな事件なのか判決をお示してください。

債権放棄議決の判例を何件ぐらい把握されているかということをお示しを先ほど質疑いたしました。

土橋係長

1点目については総合考慮の上ということですが、24年3月の判例の何ページのどのあたりのことの総合考慮に基づいたのがこの①なのかお示してください。一番最後のご質疑から、順番がちょっと逆転してしまうのですけれども、まず先ほど私が申し上げました総合考慮の判決文のページ数ということなのですから、載っている冊子等によりましてページ数等が不明確だと思いますので、簡単にお示しさせていただくとしましたら、平成24年4月20日に最高裁の判決におきまして例えば神戸市ですとか佐倉市ですとかそういう代表的な判例がございまして、その中でそれまでは最高裁判決で不確定でした今後のこういう放棄の議案を行う上では、特に地方自治法の趣旨を尊重しまして、裁判の趣旨を損ねることのないように議決の違法性とかそういうところまで踏み込むことなくやるようにとお示しをいただいた部分があります。端的に申し上げますと、例えば個々の事案ごとに当該請求権の発生原因であるそういう財務会計行為等の性質ですとか内容ですとか影響ですとか、放棄の影響ですとか、そういったものについてを総合的に考慮した上で地方自治法の趣旨に照らして判断せよと、そういう部分だということでお示しをいただきましたら、多分判例を見ますとそういう部分が明確に載ってくる文献が多いので、ご理解いただけるのではないかと思います。

ちなみに、私が今見ているのは判例地方自治という冊子の52ページとかそういうページ数になりますので、清水委員外議員のおっしゃられたように何ページというのがちょっと不適切なのかなと思いましたが、そういうお答えにかえさせていただきます。

橋本課長補佐

先ほどの重過失が問われた例でございまして、大東市というところで、これは退職慰労金の出し方がまずいのではないかとというような例で問われた訴訟なのですから、これはいろいろ複雑な経緯がありますが、本体の住民訴訟のほかにはそれを判決どおり履行しないという訴えも起こされておまして、これは最終的に市側が、大東市側が完全勝訴したというような事例で、担当者が大東市にも電話でヒアリングをするなどして情報収集しておりますが、最終的に勝ったというような例がございまして。

債権放棄の事例について大体何件ぐらい把握しているかということをお示しを先ほどお答えするのを失念しておりましたが、ちょっと正確に何件とはお答えできないのですが、10件程度は例としては押さえております。

清水委員外議員

この報告書で消極事例としては重過失によるものは放棄する合理性を欠くとい

うことが政府の文書で言われていますが、これについてはどう考えて今回出しましたか。

橋本課長補佐

ただいまの報告書に関しては、住民訴訟に関する検討会報告書ということで、平成25年3月、住民訴訟に関する検討会と、これは総務省が立ち上げた弁護士とかそういった有識者で構成された検討会のことをおっしゃられていると思うのですが、こちらの報告書4ページに確かにそういった消極事例としてそういった重大な過失等の事例は裁量権の逸脱、濫用に当たるような例ということで、そういうものを示すべきであるということで指摘があるのですが、同時に先ほど渡辺精郎委員が最後にここを読み上げられたときに消極事例についても一律に権利放棄を禁止することには困難が伴うものと考えられるという記述がございます。ですから、こういった消極事例、その例として故意、または重過失の例を挙げていますけれども、これを一律にだからだめであるという、逸脱、濫用に当たるという判断はなかなか難しいという結論を保留している部分もございますので、そういったことを考えると必ずしも一律的にそれが逸脱、濫用に当たるというようなものではなく、総合的にもっと考える余地があるのではないかというような判断をしております。

委 員 長

ほかに質疑ありますか。

(なしの声あり)

委 員 長

それでは、報告済みといたします。

2. その他について

委 員 長

その他について委員から何かありますか。

(なしの声あり)

委 員 長

事務局から何かありますか。

(なしの声あり)

3. 次回委員会の日程について

委 員 長

3、次回委員会の日程についてですが5月16日金曜日、午前9時から第一委員会室で行いますので、よろしくお願いいたします。

(なしの声あり)

委 員 長

それでは、以上で第35回総務文教常任委員会を閉会いたします。

閉 会 11:50